

ID: 238

担当部署: 上下水道課

処分の概要	負担金の減免の取消し		
例規名 根拠条項	聖籠町下水道事業受益者負担に関する条例施行規程 第15条第4項		
例規番号	平成22年 企業管理規程第10号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(減免)</p> <p>第十五条</p> <p>4 管理者は、前項の規定により負担金の減免を受けた受益者について、その理由が消滅したとき、又は減免することが適当でないと認めるときは、その減免を取り消すことができる。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日